

野田市の 公共下水道事業

快適な生活環境をつくる



【表紙】 市のシンボルである「けやき・つつじ・ひばり」をモチーフにしたマンホール蓋

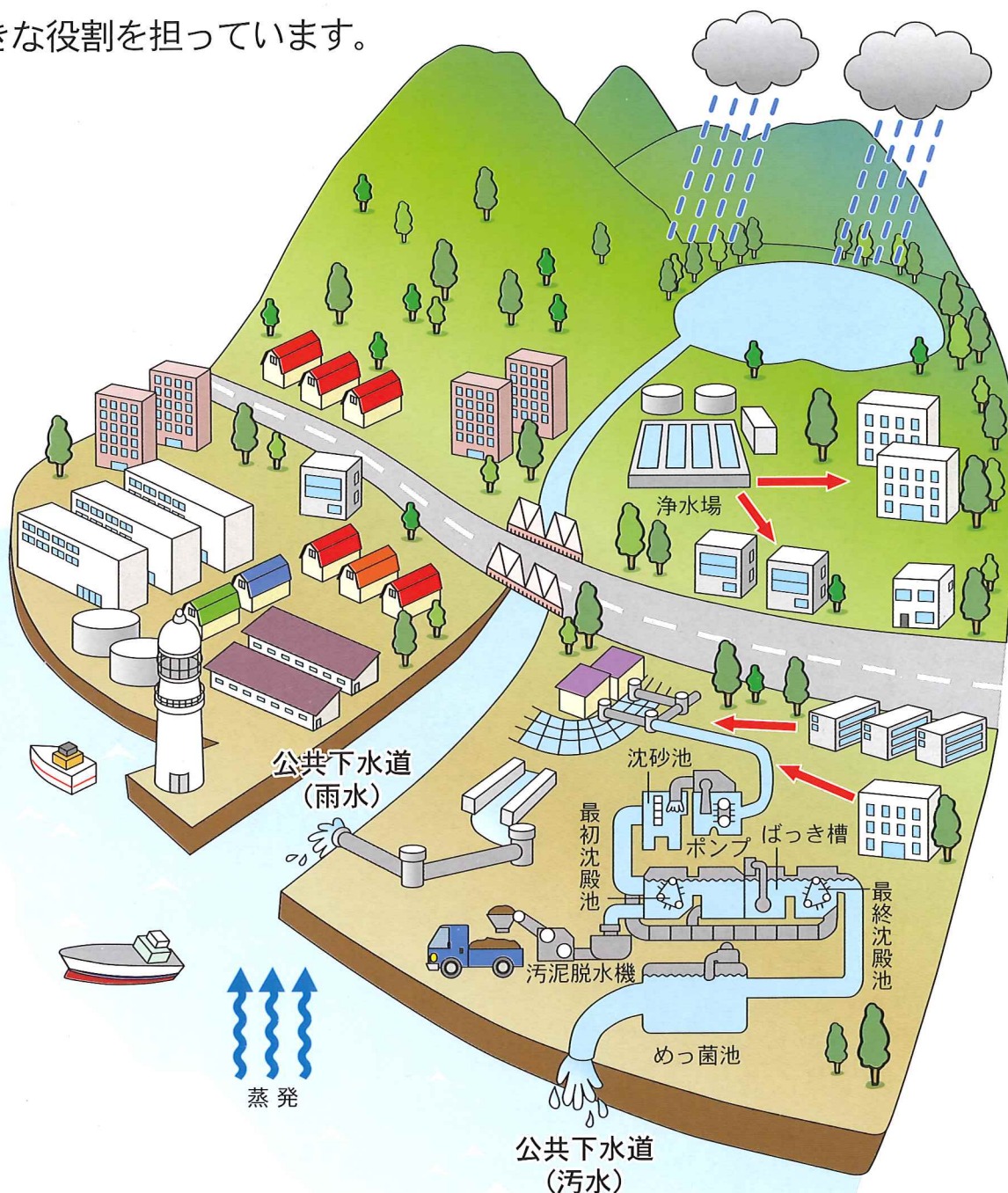


私たちの生活と下水道

私たちは、自然とバランスを取りながら生活をしています。私たちが使った水も、そのほとんどを自然の浄化作用に任せていました。

しかし、近年利便性の追求のなかでは、自然だけにそれを任せておくことが難しくなり、その結果身近な小川をはじめとした河川や海を汚す主な要因になっています。

私たちは、素晴らしい自然を守る義務があります。下水道はそのための大きな役割を担っています。

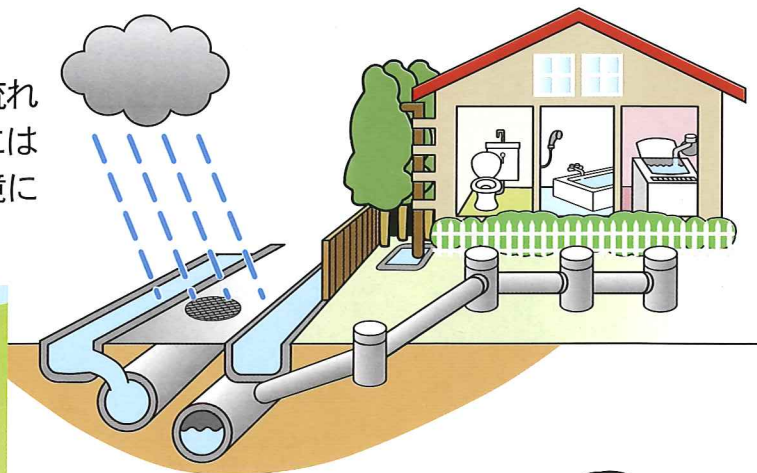




公共下水道の役割とはたらき

①生活環境の向上

汚水と雑排水がすべて下水道管に流れるようになれば、道路側溝や水路には雨水だけが流れ、清潔で快適な環境になります。



③快適なトイレライフ

浄化槽なしで水洗トイレが設置可能になり、くみ取トイレの家庭では臭いが消え、不快な虫の発生を防げます。



②河川等の浄化

河川や下流の海の水質が保全され、素晴らしい水辺空間を取り戻せます。



公共下水道事業の財源

公共下水道事業では、下水道管の布設、マンホール、公共汚水マスの設置などの建設に多額の費用を負担しなければなりません。その財源として、国の補助金、市債（借入金）及び市の一般財源（市税など）と皆さまにお願いする受益者負担金が使われています。

さらに、下水道管などの維持管理や各家庭からの汚水进行处理するための費用ならびに建設時の市債の償還には皆さまに納めていただく下水道使用料と、市の一般財源（市税など）が充てられています。

建設の財源	
受益者負担金	
市 費	
国補助金	
市 債	

維持管理の財源	
下水道使用料	
市 費	



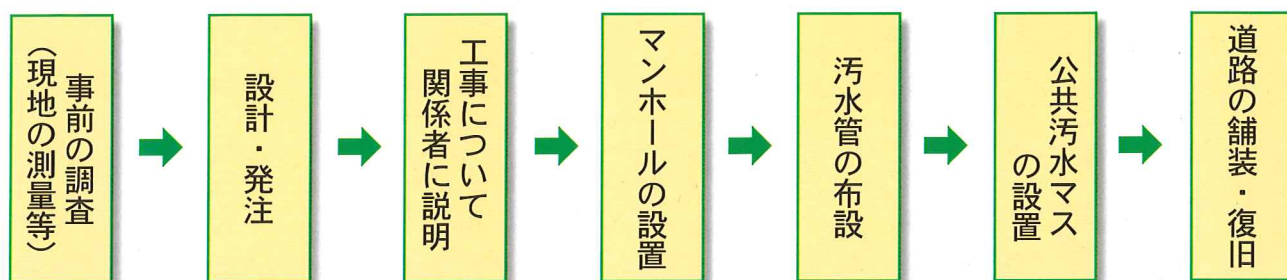
下水道施設の工事

市では下水道の整備として、汚水を流す管渠、維持管理用のマンホール、各家庭などから排出される排水をうける公共汚水マスの工事を行います。

工事期間中は交通規制等ご不便をおかけする場合がありますが、ご協力をよろしくお願いいたします。

1. 工事の進み方

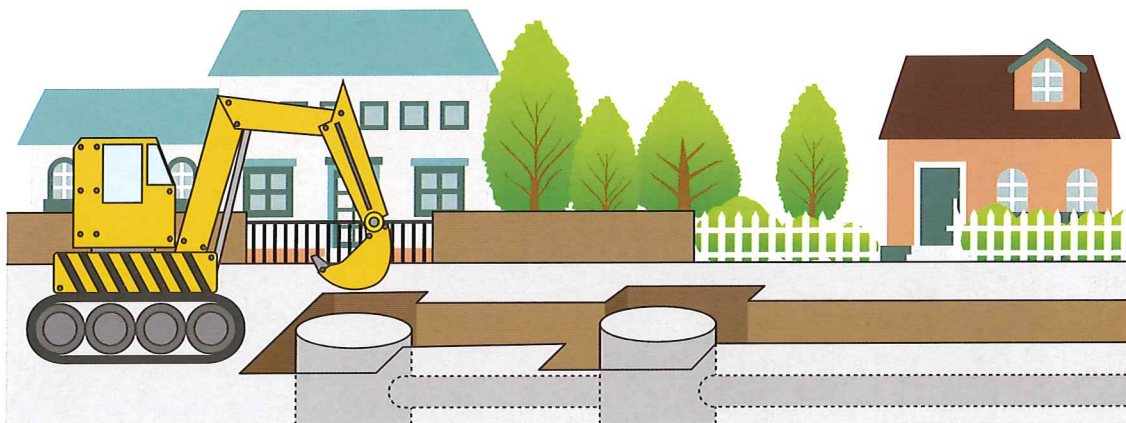
下水道施設の設備は次のように行われます。



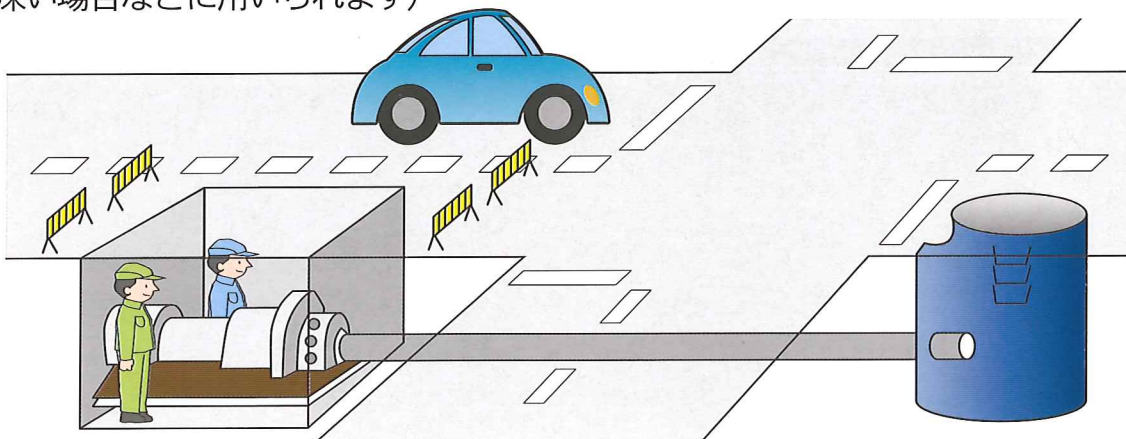
2. 工事の方法

下水道管の工事は主に次の工法で行われます。

(1) 開削工法 地上から重機で掘りながら管を布設する方法

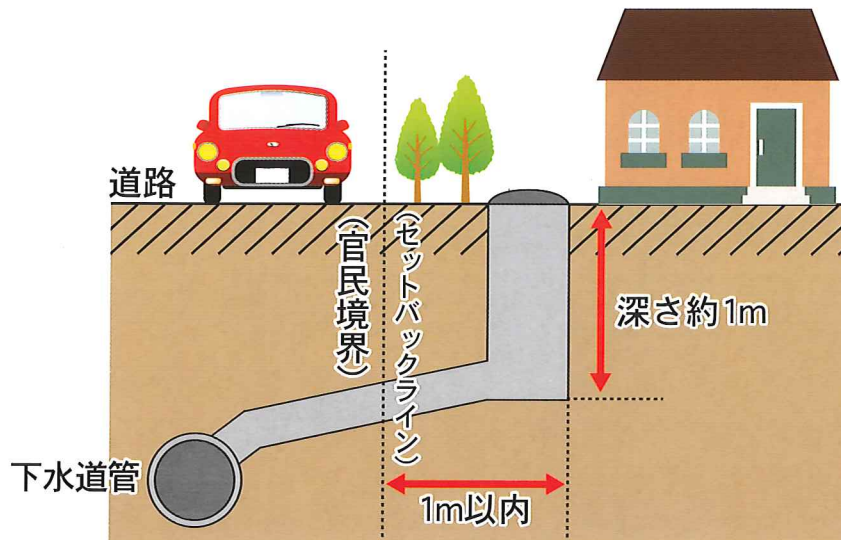


(2) 推進工法 たて穴を掘り、その間で機械で掘り進めていく方法（管を埋める深さが深い場合などに用いられます）



3. 公共汚水マス

家庭などの排水管と下水道を接続するための「公共汚水マス」を宅地内にひとつ設置します。



私道への下水道布設申請制度

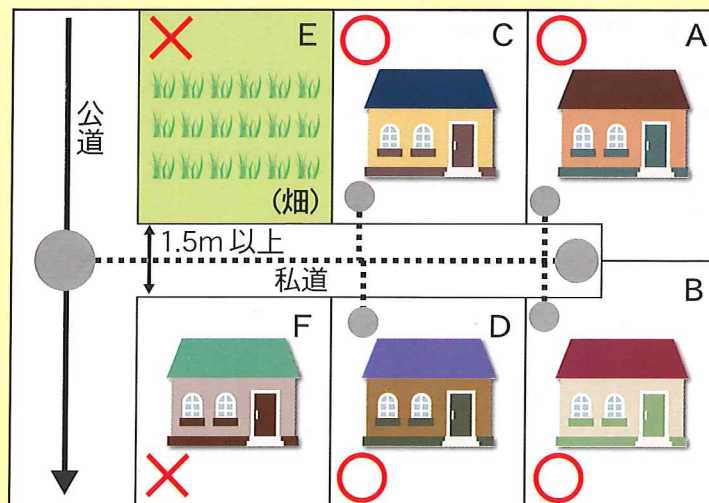
公共下水道は市道や県道などの公道に布設していますが「公共下水道認可区域内の私有道路への下水道管布設の取扱要綱」に基づき次の要件を満たす私道については、申請により公道と同様に下水道施設を整備することができます。

(要件)

- ①布設する私道の幅員が1.5m以上であること。
- ②私道に接する建物が2戸以上(所有者が同じものは1戸とみなす)あること。ただし公道に接するものは除く。
- ③布設する私道の所有者の承諾を得ること。
- ④土地の所有者全員が下水道事業に関し、整備を希望していること。
- ⑤私道に接する公道に公共下水道管が布設されていること。

以上全ての要件を満たしている場合、関係者の中から代表者を決めてご相談下さい。なお、道路については現況復旧とします。

※私道の工事実施時期については、お問い合わせください。





公共下水道への接続

下水道工事が完成しますと、公共下水道の使用できる区域（処理区域）を市報等でお知らせします。この区域のご家庭では、汚水を公共下水道に流すことができるようになり、清潔な水洗トイレの設置も可能になります。

1. 接続工事が必要なわけ

全ての道路の公共下水道が整備されても、各家庭や事業所が接続しなければ、汚水は今までどおりに道路側溝などから河川、そして海に流れていきます。

公共下水道の目的である、生活環境の改善、公共用水域の水質保全を図るためには各家庭や事業所で下水道整備後、すみやかに接続工事を行っていただくことが必要となります。

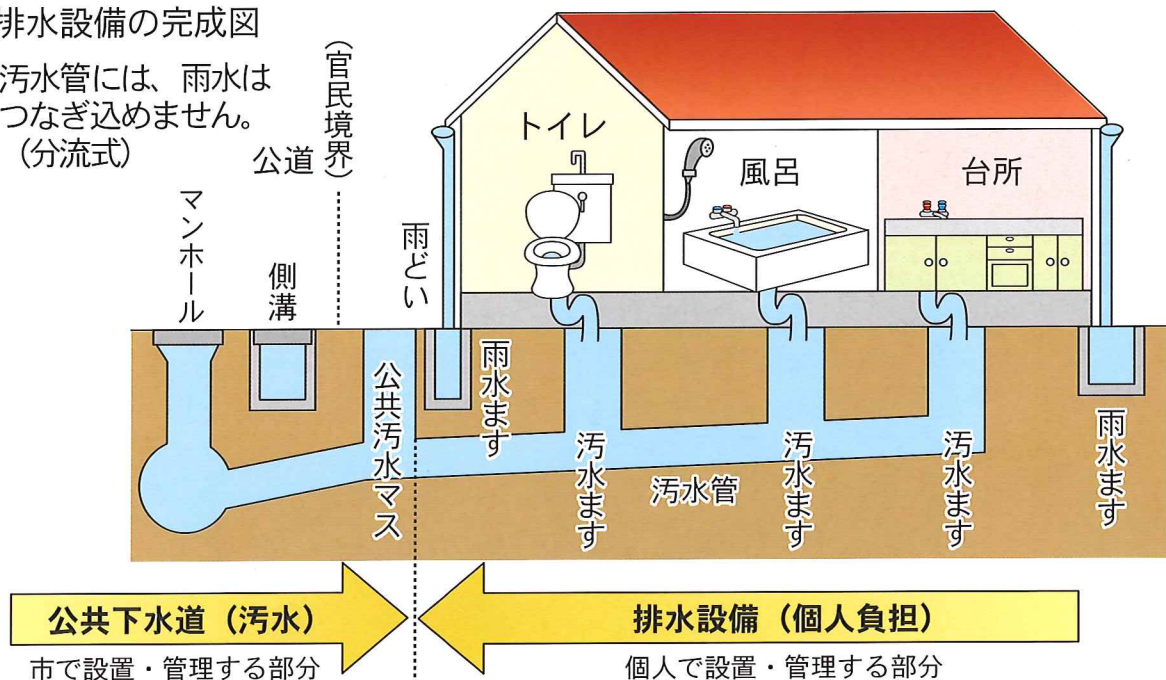
2. 排水設備

市が設備した公共汚水マスに汚水を流す役割を持つ宅内汚水マスや排水管を排水設備といいます。排水設備は各建物の所有者のご負担で設置、維持管理をしていただきます。

排水設備は直接「**下水道排水設備指定工事店**」に相談して工事を行って下さい。

●排水設備の完成図

(注)汚水管には、雨水は
つなぎ込めません。
(分流式)



接続工事はお早めに

公共下水道の処理可能な区域の建物は、法律（下水道法）により公共下水道に流入させる必要な施設（排水管）を設置することが義務付けられています。接続しなければならない期間は次のとおりです。

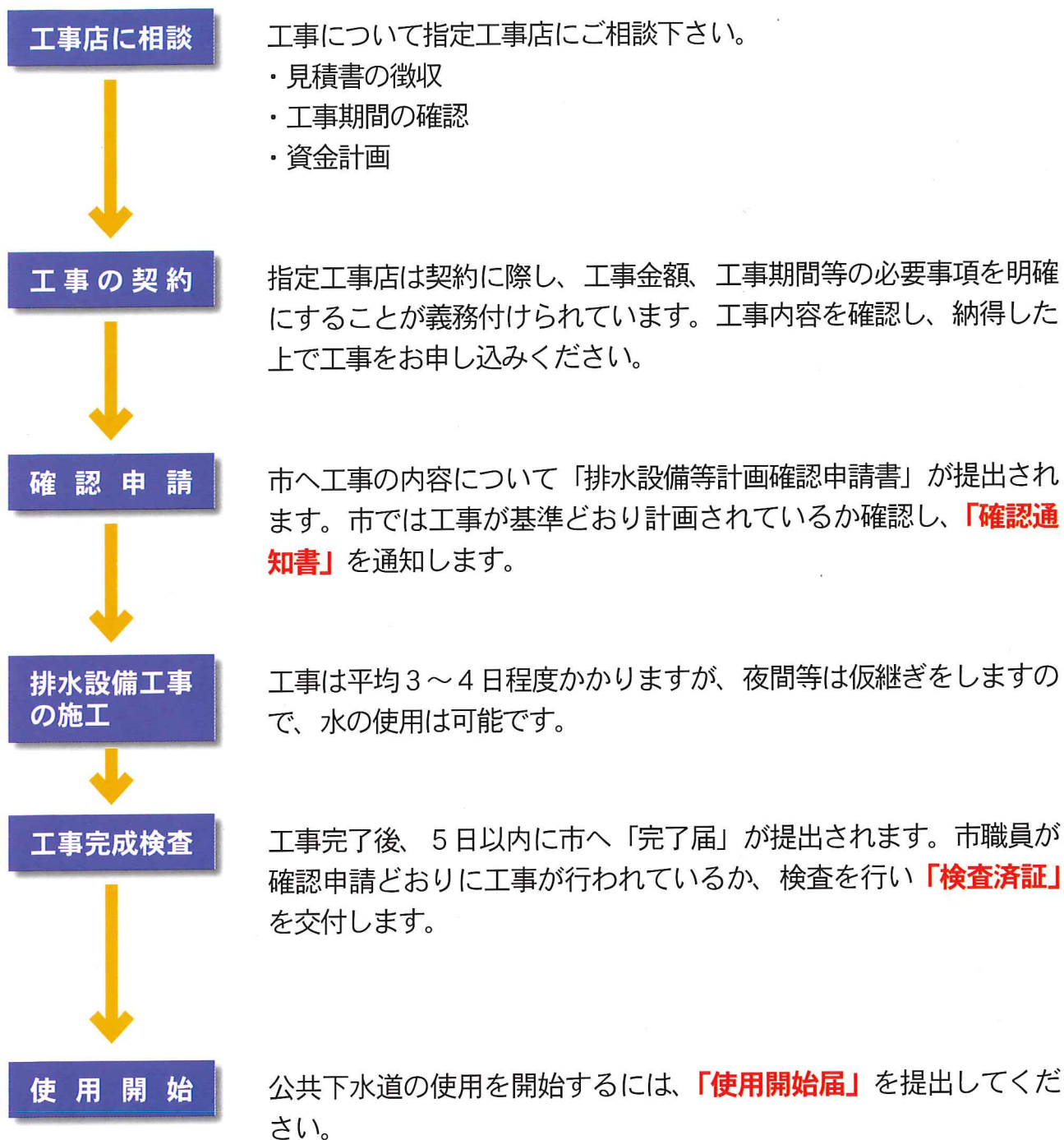
○浄化槽により汚水処理をしている方…遅滞なく（供用開始日からおおむね1年を目安に）工事を行う。

○くみ取トイレの方…供用開始日から3年以内に水洗トイレに改造しなければなりません。

3. 指定工事店制度

市では安心して排水設備（接続）工事を行っていただくために「野田市下水道排水設備指定工事店」を定めています。指定工事店には下水道排水設備工事責任技術者認定試験に合格した技術者が専属しており、法令等に定められた基準に従い適正な工事を行います。

4. 接続工事 申込から使用開始まで



※申請手続き等は指定工事店が代行して行います。



排水設備の工事資金に融資制度をご利用ください

(水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度)

排水設備（公共下水道への切替）工事費は建物の所有者にご負担いただきます。

市では工事資金の助成制度として、資金の融資あっせんと、その際に発生する利子の補給を行っています。

融資の内容

- 融 資 額 工事費用以内 5 万円以上 40 万円以内（1 万円単位の融資）
- 返済期間 42 ヶ月以内
- 返済方法 元利均等償還（繰上返済可）
- 金融機関 申請者が指定する市内金融機関（郵便局を除く）



利用できる人

次の要件全てに該当する個人の方がご利用になれます。

- ① 公共下水道の処理区域内に建物を所有している方、又はこの建物の所持者から同意を得た使用者。
- ② 対象となる工事に必要な資金を一時に負担することが困難な方
- ③ 市税及び受益者負担金を滞納していない方
- ④ 融資金の償還能力を有する方

手続きのながれ

- ① 申 請 排水設備等計画確認申請書提出時に、所定の「**申請書**」に納税証明書（市税の滞納がない事の証明）を添付し、申込をしてください。
- ② 審査・決定 市及び金融機関で審査します。市の審査後、金融機関にて審査を行います。この結果について市から申請者に連絡をいたしますので、工事はその後行っていただきます。
工事の完了検査後に申請者に「**決定通知書**」を送付いたします。
- ③ 融資実行 「**決定通知書**」を持参のうえ、金融機関で借入れ契約を行ってください。
- ④ 返 済 借入元金と利子を金融機関に返済してください。
- ⑤ 利子補給 お支払いいただいた利子については、市が 6 ヶ月（9 月・3 月）ごとに金融機関を経由して補給いたします。（ただし、年利 6 % を超える部分については借主負担となります。）

注意事項

- ① 金融機関では融資審査の際、所定の書類の提出が求められます。また、審査の結果ご希望に添えない場合があります。
- ② 金融機関との借入れ契約は通常のローン契約と同様の手続きが必要となります。その際に発生する諸費用についてはご負担いただきます。



下水道事業受益者負担金

公共下水道が整備されると、未整備区域と比べ利便性・快適性が向上し、結果として、土地の所有者や権利者に利益をもたらします。

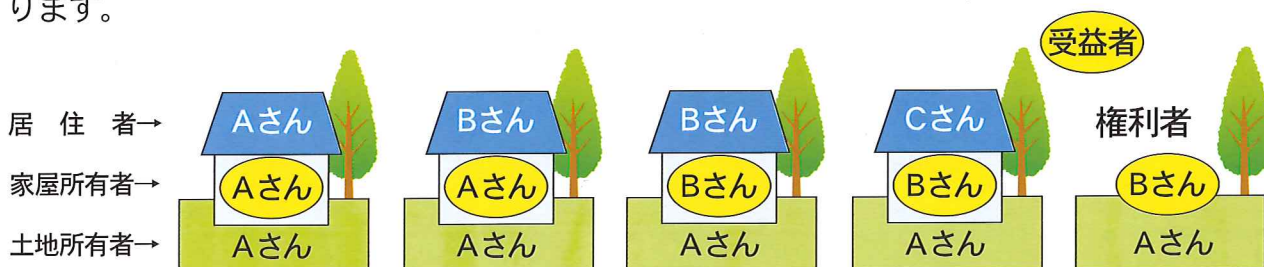
これらの利益は公費（税）の投入により生じるものですが、同じ公費（税）の投入により整備された道路や公園など、だれもが利用できる他の公共施設と異なり、その利益を受けられるのは下水道が整備された区域の土地所有者及び権利者に限られます。そこで直接利益を受ける方（受益者）に建設費の一部を負担していただくことで、未整備区域との負担の公平を図り、同時に下水道の整備をさらに促進しようというのが「下水道事業受益者負担金制度」です。

この制度は都市計画法第 75 条に基づくもので、下水道事業を実施している全国の自治体で採用されています。

野田市では公共下水道の整備された区域の皆さまに、昭和 62 年度から受益者負担金の賦課徴収を行っており、下水道建設の貴重な財源となっております。

1. 受益者負担金を納める方（受益者）は…

公共下水道整備区域内の土地所有者です。ただし、「地上権・貸借権などの目的となっている土地（一時使用のために設定された権利を除く。）」の場合は、権利者が受益者となります。



2. 負担金の対象となる土地は…

公共下水道の整備区域内にある宅地、農地、山林及び駐車場等、個人・国・県・市の所有するすべての土地が対象となります。ただし、公共用地（公道、水路など）は除外されます。

3. 賦課の時期は…

原則として、公共下水道が整備された翌年度に賦課されます。ただし、土地の接道状況や公共汚水桝の設置の有無等により変わる場合があります。

4. 負担金の額

受益者負担金の額は、所有又は権利を有している土地の登記簿の面積に、1平方メートル当たりの単位負担金をかけますと算出されます。

なお、負担金はその土地に対して一度限り賦課されるもので、固定資産税のように恒久的に賦課されるものではありません。

5. 受益者負担金の申告から納付まで

負担金は次の手続きにより決定されます。



(申告制について)

受益者は申告により決定いたしますので、必ず「**申告書**」を提出してください。対象となる土地に権利が発生している場合は、土地所有者及び権利者が連署のうえ提出してください。(申告がない場合は、登記簿に基づいた認定賦課となり、土地所有者が受益者となります。)

6. 納付の方法

受益者負担金は、5年間で年4回の納期(毎年7月、9月、11月、2月)による計20回の分割納付が基本となります。また、ご希望により負担金額を一括して納付することもできます。一括して納付した方には、前納報奨金が交付されます。

完納

初年度				2 年目				3 年目				4 年目				5 年目			
7 月	9 月	11 月	2 月	7 月	9 月	11 月	2 月	7 月	9 月	11 月	2 月	7 月	9 月	11 月	2 月	7 月	9 月	11 月	2 月
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

例) 負担金額が10万円の場合、1回(期)5,000円を20回交付いただきます。

前納報奨金制度

負担金総額を初年度の第一期に一括して納付いただくと最高約27%の「前納報奨金」が交付されます。

例) 負担金額が10万円の場合、全額を初年度の第1期の納期に納付した場合27,250円の報奨金が交付されますので、実際に納付する額は、72,750円になります。

7. 徴収と猶予の減免

受益者負担金の対象となる土地の使用形態等により、徴収の猶予や減免措置が受けられます。

(1) 徴収猶予

現況が農地（家庭菜園を除く）・山林等の使用形態の土地及び風水害・火災などにより被害を受けた方に対しては、負担金の徴収を猶予します。

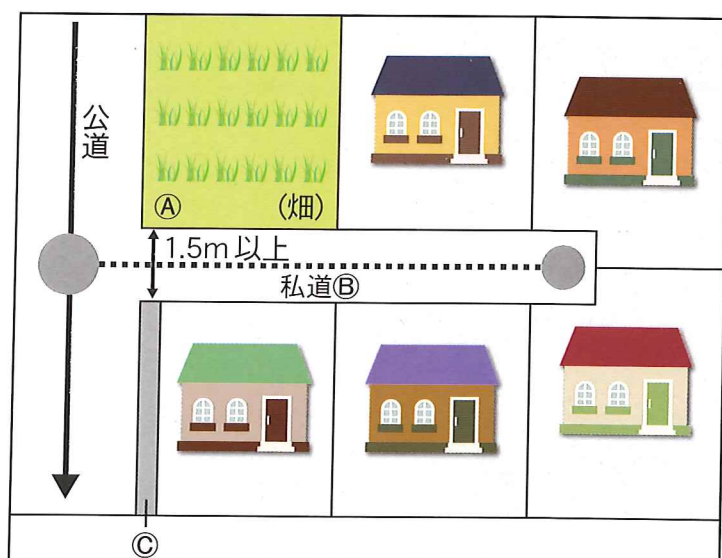
※ 徴収猶予に該当すると思われる方は、申告書提出時に合わせて徴収猶予申請書を提出してください。

(2) 減免

次に該当する土地については、負担金を減額又は免除します。

- 国や地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地（学校・官公署・道路予定地等）
- 土地の利用状況により減免される土地（公衆用道路として使用する私道・消防団施設用地・高圧線下の土地・墓地・文化財等）
- 公の生活扶助等を受けている方やこれに準ずると認められる方
- その他市長が必要と認めた場合

※ 減免に該当すると思われる方は、申告書提出時に合わせて減免申請書を提出してください。



① 畑として利用→徴収猶予

② 公衆道路に準ずる私道→減免

③ 建築基準法による敷地後退→減免

8. 受益者の変更

納付の期間中及び徴収の猶予期間中に土地の売買や相続などにより受益者に変更事項があった場合は必ず「受益者変更届」を提出してください。

「受益者変更届」の提出がありませんと、土地所有者等に変更があっても納付義務が継承されませんのでご注意ください。



下水道使用料

各家庭から公共下水道に排出される台所やトイレの汚水は、下水道管により市川市にある県の処理場まで運ばれ「きれいな水」に生まれ変わり東京湾に放流されます。

この下水道管の維持管理や汚水の処理にかかる経費に、皆さまにお支払いいただく下水道使用料があてられています。

下水道使用料は使用した水の量に応じお支払いいただきます。

汚水量の認定方法（1か月使用の場合）

汚水の排除用水量メーターは設置しませんので、次のとおり汚水量が認定されます。

区分 \ 用途	家事用	業務用
水道水を使用している場合	水道水の使用水量	
井戸水等を使用している場合	$6 \text{ m}^3 / \text{月} \times \text{使用人数}$	計量器を設置し、その使用水量
水道水と井戸水等を併用して使用している場合	水道水の使用水量 + $(3 \text{ m}^3 / \text{月} \times \text{使用人数})$	水道水の使用水量 + 計量器を設置し、その使用水量

※ 使用人数は使用者の申告（届）によって認定しています。届けがないと使用人数の変更ができませんので、すみやかに申告（届）してください。

下水道使用料は、従量累進制となっています。別紙の『下水道使用料早見表』を参照してください。

支払い方法

下水道使用料は、上水道料金と併せてお支払いいただきます。



問い合わせ先

◎下水道の工事・新規接続・宅内の排水設備等

野田市土木部下水道課 ☎04-7125-1111

◎下水道の使用料・名義変更・使用開始・中止

・井戸水を使用している場合

人数変更・井戸の使用開始・中止

井戸のみの世帯の転入・転出・転居

野田市水道部お客様センター ☎04-7122-5959

下水道使用料早見表

下水道使用料＝基本使用料＋従量使用料＋消費税

下水道使用料は使用した水の量（汚水排除量）に応じてお支払いいただきます。

汚水排除量（ m^3 ）認定方法（2か月使用の場合）

上水道使用・下水道使用時（井戸不使用）：水道使用水量（ m^3 ）で認定

上水道使用・下水道使用時（井戸併用）：水道使用水量（ m^3 ）＋使用人数×6 m^3 で認定

上水道不使用・下水道使用時（井戸のみ）：使用人数×12 m^3 で認定

※使用人数に変更があった場合は、届け出がないと使用人数の変更ができませんので、すみやかに申告（届）してください。汚水排除量を使用人数で認定しています。

下水道使用料算定表（2か月使用の場合）

（消費税抜き）

基本使用料	従量使用料（1 m^3 につき）					
0 m^3 ～20 m^3	21 m^3 ～40 m^3	41 m^3 ～60 m^3	61 m^3 ～100 m^3	101 m^3 ～200 m^3	201 m^3 ～1,000 m^3	1,001 m^3 ～
1,800円	120円	135円	158円	203円	252円	307円

※初めての検針等の場合、使用期間により、上記算定表と異なる場合があります。

下水道使用料（2か月使用の場合）

（消費税8%含む）

排除量 (m^3)	使用料 (円)	排除量 (m^3)	使用料 (円)	排除量 (m^3)	使用料 (円)	排除量 (m^3)	使用料 (円)	排除量 (m^3)	使用料 (円)
0～20	1,944	21	2,073	41	4,681	61	7,622	81	11,035
		22	2,203	42	4,827	62	7,793	82	11,206
		23	2,332	43	4,973	63	7,963	83	11,376
		24	2,462	44	5,119	64	8,134	84	11,547
		25	2,592	45	5,265	65	8,305	85	11,718
		26	2,721	46	5,410	66	8,475	86	11,888
		27	2,851	47	5,556	67	8,646	87	12,059
		28	2,980	48	5,702	68	8,817	88	12,229
		29	3,110	49	5,848	69	8,987	89	12,400
		30	3,240	50	5,994	70	9,158	90	12,571
		31	3,369	51	6,139	71	9,329	91	12,741
		32	3,499	52	6,285	72	9,499	92	12,912
		33	3,628	53	6,431	73	9,670	93	13,083
		34	3,758	54	6,577	74	9,840	94	13,253
		35	3,888	55	6,723	75	10,011	95	13,424
		36	4,017	56	6,868	76	10,182	96	13,595
		37	4,147	57	7,014	77	10,352	97	13,765
		38	4,276	58	7,160	78	10,523	98	13,936
		39	4,406	59	7,306	79	10,694	99	14,106
		40	4,536	60	7,452	80	10,864	100	14,277

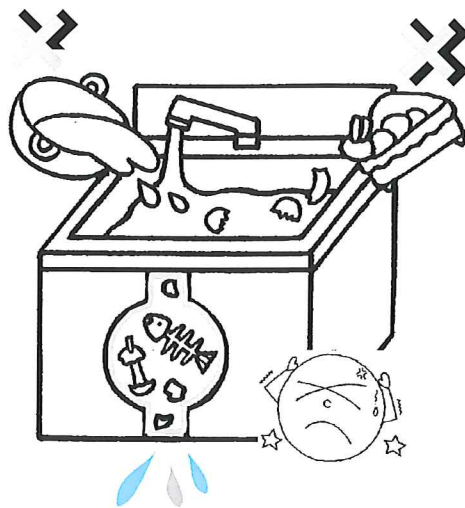
※下水道使用料は野田市のホームページからご覧いただけます。（<http://www.city.noda.chiba.jp/>）

◎料金に関する問い合わせ先

下水道使用料・下水道使用者で井戸世帯人数に変更があった場合・引越し等
野田市水道部お客様センター TEL 04-7122-5959

下水道の正しい使い方

消化に悪いものを食べるとおなかをこわすように、下水道管に流されては困るものがあります。私たちの豊かな生活環境のために、マナーを守ってじょうずに下水道を使いましょう。



●台所の野菜くずや残飯は流さない

台所の調理くずは、なるべく目の細かい「三角コーナー」などで受けて、下水道に流さないでください。

●「単体ディスポーザ」は設置しない

台所の生ごみを粉砕してそのまま下水道に排出する装置（単体ディスポーザ）は、下水道施設に与える負荷が増大することから設置しないでください。
なお、ディスポーザで粉砕したものを処理装置できれいにしてから下水道に流す「ディスポーザ排水処理システム」についても、設置するには一定の条件がありますので、事前に下水道課にご相談ください。

●使用済みのてんぷら油などは、別に処理する

排水口に油を流すと下水道管の中で固まって「つまり」や「悪臭」の原因になります。てんぷら油などの廃油は、市販の凝固剤や新聞紙等で処理をして可燃ごみとして出してください。また、飲食店等では油を処理する「グリーストラップ」を厨房に必ず設置して、定期的に清掃を行ってください。

●トイレではトイレットペーパー以外のものは流さない

紙おむつや水に溶けにくいティッシュ、衛生用品などをトイレに流さないでください。トイレや排水管などを詰まらせる大きな原因となります。

●危険物を捨てない

宅地内のますやマンホールのふたを開けて、ガソリンやシンナー、灯油などを捨てると、気化して爆発する恐れがありますので絶対にやめてください。

●「外流し」にはキャップを取り付ける

屋外に水道設備（外流し）を設置する場合には、排水口にキャップを取り付け、雨水が下水道管に入り込まないようにしてください。

◎下水道に関する問い合わせ先

野田市 土木部 下水道課

TEL 04-7125-1111(代)